

# 「こども誰でも通園制度」の本格実施を見据えた試行的事業

令和6年9月定例会  
常任委員会資料  
(こども部)

## 制度の概要

子ども・子育て支援法の改正（2024（令和6）年6月12日公布）により創設された新制度。  
（正式名称は「乳児等のための支援給付」2026（令和8）年4月1日施行）。

保育所等に通っていない0歳6か月から満3歳未満までのお子さんが、保護者の就労要件を問わず、一定時間、保育所、認定こども園、幼稚園等に通うことができる制度です。



## 制度の目的 ・主な意義

**（目的）こどもの成長の観点から、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備する。**

（意義①）こどもにとって、家族以外の人や年齢の近い他のこどもとの関わりは、他者への興味の広がりや、成長発達に資する経験となる。

（意義②）保護者による育児の専門職（保育士、保育教諭等）への相談や関わりにより、保護者の育児負担の軽減や孤独感の解消につながる。

## 本市における試行的事業

こども家庭庁による募集に応じ、今年度から試行的事業を実施（全国118市町村、県内6市町）

※県内6市町：福島市・郡山市・白河市・南相馬市・伊達市・南会津町

公募した市内8施設にて、本年7月1日から試行事業をスタート

利用時間：1人1か月あたり10時間まで

利用定員：1歳児3名、2歳児54名

利用料：保護者負担は1人1時間あたり200円～350円（各施設が設定）  
市は、1人1時間の利用につき850円を施設へ交付（国3/4、市1/4）

安積町つつみ幼稚園	大槻中央幼稚園
こはらだ幼稚園（こ）	たから幼稚園
田村町つつみ幼稚園	富久山幼稚園
富久山西幼稚園	わかば幼稚園（こ）

※（こ）は認定こども園、その他は幼稚園

## 利用方法

市に利用者登録

利用希望施設  
にて、親子面接

予約

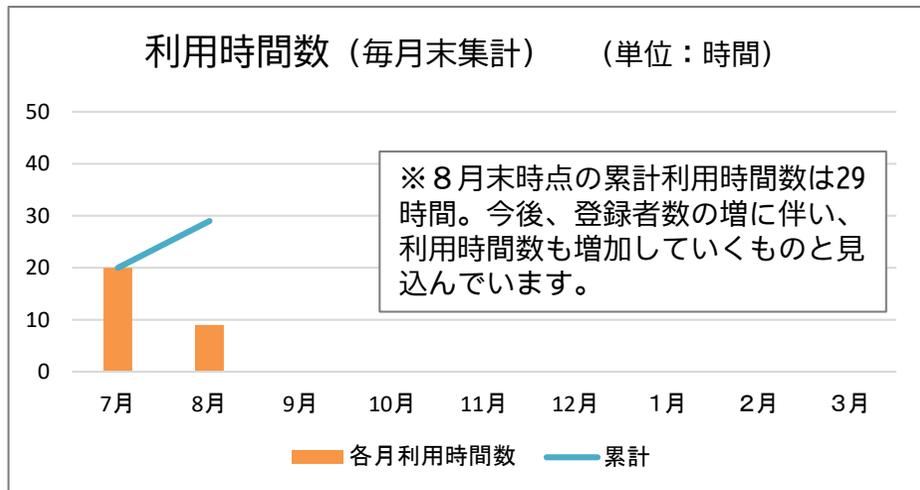
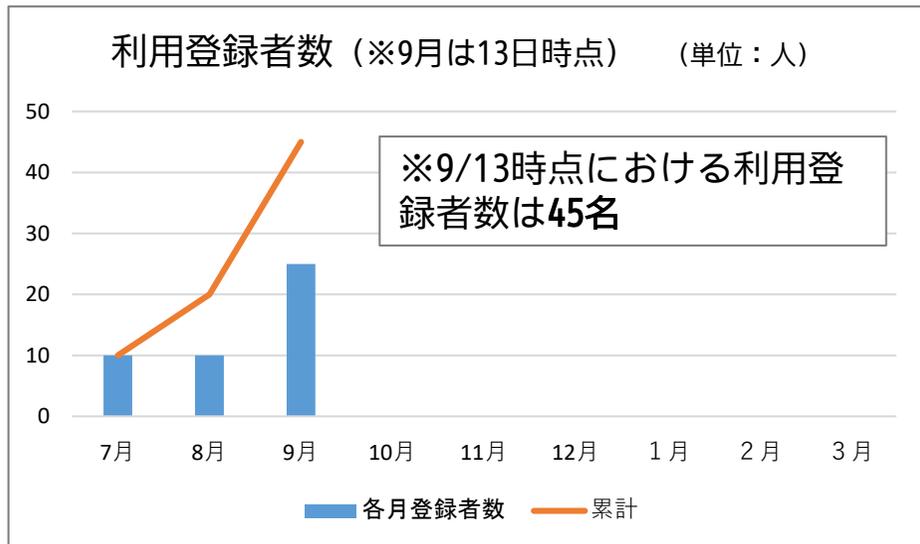
利用

対象者（在宅保育家庭）への周知、  
来年度以降に向けた0・1歳児の利  
用定員の確保 が課題

# 「こども誰でも通園制度」の本格実施を見据えた試行的事業

令和6年9月定例会  
常任委員会資料  
(こども部)

## 利用実績 (利用登録者数・利用時間数)



## 広報・周知

- ・プレスリリース (6月下旬)
- ・広報こおりやま掲載 (7月号、10月号)
- ・ポスター約170枚を掲示 (8月上旬～市内公共施設、小児科医院、スーパーマーケット等)
- ・対象世帯に直接チラシ等を郵送 (8月下旬～定員設定が多い2歳児向け。8/1現在1歳10か月～2歳6か月の未就園児498名の世帯に発送)
- ・民生委員連絡会議にて説明
- ・ベビーファースト活動支援補助金の対象団体 (子育て支援団体) に周知

今後も広報・周知の取り組みを継続



## 国 (こども家庭庁) の動き

「こども誰でも通園制度の制度化、本格実施に向けた検討会」において、以下を検討 (～12月)

- ・利用可能枠 (月10時間) のあり方
- ・人員配置、設備運営基準 (内閣府令) … →市町村の条例
- ・安定的な運営の確保 (運営費の公定価格 (単価) の設定)
- ・制度実施の手引きの作成
- ・総合支援システム (利用登録、空き情報、予約・キャンセルのシステムを国が構築。)

⇒本市も、2026年度からの本格実施に向け、国の動向を注視し、条例等の整備、利用者認定・施設に対する認可等に向けた準備を推進